

<厚生労働省の資料より「マイナ保険証」 2024.01.24>

昨年 12 月 27 日に、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する

法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」が交付され、本年（令和 6 年）

12 月 2 日から現行の健康保険証は発行されないこととなりました。

マイナ保険証をめぐっては、登録情報との紐付け（ひもづけ）をめぐり、一部でご心配・ご迷惑をおかけしましたが、保険者全体で総点検を行うとともに、今後、新たな誤りが生じないような作業手順を整えました。

マイナ保険証には、以下の 3 つのメリットがあります。本年 12 月の円滑な施行に向けて、ぜひ皆さんも一度使ってみていただきたいと思います。

保険証登録がまだの方も、マイナンバーカードさえ持つていれば、医療機関を受診した際に、その場で保険証登録ができるので、医療機関に行く際はマイナンバーカードをご持参ください。また、ご家族、ご友人にもお勧めいただければ幸いです。

【メリット①】

マイナ保険証を利用することで毎回医療費を 20 円節約できる。自己負担も減る。（全国民が使えば年間 43 億円の節約）

【メリット②】

より良い医療を受けることができる。（過去の診察・投薬の情報を今後の治療に役立てる）

【メリット③】

手続きなしで高額医療の限度額を超えた支払いを免除される。（「限度額適用認定書」等が不要）

マイナ保険証のメリットについては、以下のデジタル広告コンテンツも是非ご覧ください。

～ マイナンバーカード 「いま」と「これから」 (youtube.com) ～

<https://www.youtube.com/watch?v=N2H1IPjnobY>

(注) なお、現行保険証の経過措置としては以下の取扱いがあります。

・本年 12 月 2 日以降、マイナ保険証を保有していない方には、申請いただくことなく「資格確認書」

が交付され、引き続き、医療を受けることができます。（※マイナ保険証を紛失した場合は、保険者に

申請していただくことで「資格確認書」が交付されます。）

・本年 12 月 1 日の時点でお手元にある有効な保険証は、12 月 2 日以降、最長 1 年間

（来年 12 月 1 日まで）使用可能です。

以上、マイナ保険証の登録および利用をよろしくお願ひいたします。

マイナ保険証に関しては、今後新しい情報が入り次第ご連絡いたします。